

第4期郡山市教育振興基本計画策定支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、郡山市が、第4期郡山市教育振興基本計画策定支援業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、事業者の有する知識や経験、事業提供力を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために、必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 事業の目的 第4期郡山市教育振興基本計画の策定にあたり、本市が実施する各種調査の分析を行うとともに、国の方針や全国の事例に精通し、教育行政への高い専門性と知見に基づいた提案、計画策定のノウハウを活用した計画策定を行う。
- (2) 業務名 第4期郡山市教育振興基本計画策定支援業務
- (3) 業務内容 第4期郡山市教育振興基本計画策定支援業務委託仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (5) 提案上限金額(予定) ¥4,991,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※提案上限金額は予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

※提案上限金額を超えた提案は失格とする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成13年4月24日制定。)及び郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱(平成20年12月1日制定。)並びに郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱(平成20年12月1日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。)に基づく指名停止期間中のものでないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154条)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例(平成24年郡山市条例第46条)第2条第2号に規

- 定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) 過去5年間（公告日の5年前から参加申請書の提出期限までの間）に、本業務と同種又は類似する業務を完了した実績があること。

3 スケジュール

公告	令和6年4月2日（火）
質問受付締切	令和6年4月12日（金）午後5時15分まで
質問回答期限	令和6年4月17日（水）
申込書等受付締切	令和6年5月1日（水）午後5時15分まで
資格審査結果通知	令和6年5月2日（木）予定
書面審査	令和6年5月7日（火）から10日（金）（予定）
結果通知	令和6年5月13日（月）（予定）
見積徴取及び契約締結	令和6年5月中旬（予定）

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和6年4月12日（金）午後5時15分（必着）
- (2) 提出方法：電子メールのみ。「10 担当部局」宛て送信後、必ず電話で到達確認を行うこと。
- (3) 回答期限：令和6年4月17日（水）
- (4) 回答方法：質問者に対し、電子メールで回答する。なお、質問要旨及び回答内容は同日、郡山市ウェブサイトに掲載（社名非公表）する。ただし、質問者の特殊な技能、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

5 参加申込書等の作成及び提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書

イ 企画提案書（任意様式）

企画提案書の内容は以下のとおりとする。この企画提案書を8部（正1部、副7部）提出すること。なお、提案は1社につき1案とする。

(ア) 業務提案

基本的な考え方、基本計画の全体像（具体的にイメージできるもの）、現状分析と課題整理を行うにあたっての検討項目と進め方、審議会及び分科会の運営支援業務の具体的な内容、計画書（本編及び概要版）の伝え方のポイント、その他提案事項

(イ) 業務実施体制

本業務を受託するに当たっての業務責任者及び仕様書「5 委託業務の内容」に記載の業務を担当する各メンバーの役割分担を明確に記載すること。

(ウ) 業務スケジュール

令和6年5月中旬に契約を締結し、仕様書「7 スケジュール」を踏まえた、委託期間中の業務スケジュール案を記載すること。

ウ 業務実績表（任意様式）

過去5年間（公告日の5年前から参加申請書の提出期限までの間）に同種業務を履行した実績について、発注者、実施年度、業務名及び業務概要等を記載すること。また、履行実績及び業務内容を確認できる書類（契約書・仕様書の写し、ウェブサイトに掲載している実施報告書等）を添付すること。なお、履行途中の案件は実績とは認めないものとする。

エ 印鑑証明書

オ 参考見積書（任意様式にて1部）

経費内訳については、本業務を実施するために必要な経費（消費税等含む。）を具体的に記載すること。

カ 履歴事項全部証明書（法人のみ）

キ 納税証明書

国税：様式その3の3（法人）又は様式その3の2（個人）

市税：直近1年分の法人市民税（法人）又は住民税（個人）

ク 委任状 ※支店、営業所等で申請を行う場合のみ、提出が必要。

(2) 企画提案書の記載要領

ア 企画提案書はA4判とし、表紙、目次、本編で構成すること。

イ 企画提案書は、両面印刷、長辺綴じで提出すること。

ウ 正1部の表紙にのみ会社名等を記入すること。また企画提案書内に事業者名を記載しないこと。

エ 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。

オ 必要に応じ、補足資料の提出を求めることがある。

(3) 提出期限：令和6年5月1日（水）午後5時15分（必着）

(4) 提出場所：郡山市役所本庁舎5階 郡山市教育委員会事務局教育総務部総務課

(5) 提出方法：持参又は郵送による。持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く日の8時30分から17時15分まで（12時から13時までを除く。）とする。郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着とすること。また、提出書類の電子データをCD-ROMに書き込み、提出すること。

6 審査方法

(1) 資格審査

「2 参加資格」の事項を全て満たす者が審査する。結果については、令和6年5月2日（木）（予定）までに書面により通知する。

(2) 発注者は、プロポーザルについて審査を行うため、第4期郡山市教育振興基本計画策定支援業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(3) 書面審査及びヒアリング

委員会は、提出書類に基づき書面で審査を行う。また、委員会は別表に定める選定基準により総合的な評価を行い、最も評価の高い者を契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。この際、必要に応じ、ヒアリングを実施するものとする。なお、審査結果については、令和6年5月13日（月）（予定）までに書面により通知する。

7 選定基準

提出された提案書等について、下記の事項に基づき選定委員が採点を行い、最も評価の高い者を契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。

- (1) 業務実施体制（10点）
- (2) 業務実績（10点）
- (3) 作業工程（5点）
- (4) 提案内容の的確性（25点）
- (5) 提案内容の独創性（20点）
- (6) 提案内容の専門性（20点）
- (7) 参考見積（10点）

8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

9 契約条件

(1) 提出された提案書等について委員会で審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

- (2) 契約候補者の決定から契約締結までに、「8 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和 40 年郡山市規則第 49 号。以下「規則」という。）第 8 条第 1 項第 5 号の規定により免除とする。
- (4) 本件は、電子契約により締結できるものとする。
- (5) 契約候補者が、電子契約による締結を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス申出書」を郡山市へ提出するものとする。
- (6) 契約書は郡山市が作成するものとする。
- (7) 委託料の支払いについては、発注者は、業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から 30 日以内に行うものとする。

10 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

郡山市教育委員会事務局教育総務部総務課

電話番号：024-924-2421

F A X 番号：024-935-7834

E-mail：kyoikusomu@city.koriyama.lg.jp

11 その他

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却せず、著作権は申請者に帰属する。
- (3) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、申請者の負担とする。
- (5) 本プロポーザル実施に関する審査結果については、郡山市ウェブサイトに掲載する。